

# 南幌町生活応援チケット事業参加店募集要項

経済状況の悪化や物価高騰など、経済的影響を受けている町民の負担軽減を図るとともに、地元消費の拡大や地域経済の活性化のため、全町民に町内店舗で使用可能な南幌町生活応援チケット事業の実施にあたり、応援チケットを取り扱うことを希望する参加店を募集します。

## 【事業概要】

- |           |  |
|-----------|--|
| [名 称]     | ……南幌町生活応援チケット  |
| [目 的]     | ……経済状況悪化や物価高騰など、経済的影響を受けている町民の負担軽減を図るため、町内店舗で使用可能な生活応援チケットを配布します。  |
| [交 付 者]   | ……南幌町  |
| [交付対象者]   | ……令和7年1月1日現在、南幌町の住民基本台帳に登録されている方   |
| [交 付 内 容] | ……1人あたり5,000円分（500円×10枚）<br>（うち専用券2,000円分、共通券3,000円分）<br>専用券：南幌町内の大型店を除く登録店舗で使用可能<br>※大型店とは、建物面積が1,000㎡を超える町外に本社がある小売店<br>共通券：南幌町内の登録店舗すべて使用可能 |
| [利 用 期 間] | ……令和7年2月1日（土）～令和7年4月30日（水）   |
| [配 布 方 法] | ……1月下旬より郵便局から順次配布  |

## 1. 応援チケットの利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い
- (2) 国や地方公共団体等への支払い（税金、振込手数料、水道料金等の公共料金）
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等）
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (8) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 応援チケットの交換又は売買
- (10) その他、南幌町が指定するもの

## 2. 応援チケットの使用厳守事項

- (1) 応援チケットは、物品の販売また役務の提供などの取引において利用可能です。  
※上記以外において応援チケットを売買・流通させることは禁止します。
- (2) 応援チケットは、参加店で有効期限内に限り利用できます。
- (3) 応援チケットは、現金との引き換えはいたしません。また、釣り銭は支払わないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 応援チケットの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（南幌町）は責任を負いません。

## 3. 参加店舗の参加資格について

南幌町内に事業所、店舗等を有し、町内の店舗等に限り応援チケットを利用可能とすることが出来るものとします。

ただし、次の事業者は除きます。

- (1) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業を行っているもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの
- (4) 応援チケットの利用対象とならないものの取引、商品のみを取り扱う店舗等

## 4. 参加店舗の責務等

- (1) 参加店は、お客様に参加店であることがわかるように、店頭などにステッカー等の掲示を行ってください。
- (2) 応援チケットの利用を制限する商品やサービスがある場合は、各参加店独自でPOP等を作成し、表示してください。
- (3) 参加店舗は、お客様から応援チケットを受け取った際は、見本チケットと照合し、間違いがないか確認してください。偽造券の疑いがある場合は、受け取りを拒否し、南幌町へご連絡ください。
- (4) 応援チケットの利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定する販売行為はご遠慮ください。
- (5) 応援チケットを受け取った時は、再流通を防止するため、応援チケット裏面に受領印を押印することとし、すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (6) 有効期限を過ぎた応援チケットを受け取らないでください。

## 5. 参加店舗の登録について

参加店として登録した後であっても申込内容に虚偽・不備等がある場合には登録を取り消す場合があります。また、商品券の利用期間中は、やむを得ない事由がないかぎり、登録を途中辞退できません。

## 6. 換金方法

### (1) 振込先口座の事前登録

参加登録と同時に完了しています。ただし、原則、期間途中での口座の変更は認めません。  
また事前に登録いただいた口座以外への換金はいたしかねますのでご了承ください。

### (2) 換金受付

- ①使用済み応援チケット（裏面に使用済である旨の受領印を押印したものに限り）、印鑑を持参の上、南幌町商工会で手続きをしてください。
- ②換金申出書を作成の上、枚数を相互に確認した後、換金申出書の写しを受け取り願います。
- ③換金請求期限は、令和7年5月12日（月）までとし、期限を過ぎての換金には一切応じられません。

〔換金の受付先〕

●南幌町商工会

〒069-0237 空知郡南幌町栄町1丁目3番19号

TEL：011-378-2728 FAX：011-378-0730

### (3) 提出書類

- ①使用済み応援チケット
- ②換金申出書（商工会より送付予定です）

### (4) 換金額の支払い

支払いは、再度審査した後、指定の口座に入金します。

## 7. 参加店舗の取消等

本概要に違反する行為が認められた場合、参加店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

## 8. 参加店申込

### (1) 申込方法

本事業への参加を希望される事業者は、この募集要項に同意の上、「令和6年度 南幌町生活応援チケット事業参加店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し南幌町商工会(fax：011-378-0730)まで提出してください。

### (2) 申込期間

令和6年12月20日（金）～令和7年3月31日（月）

〔参加店お問合せ〕

●南幌町役場産業振興課商工観光係

〒069-0292 空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

TEL：011-398-7201 FAX：011-378-2131